

## ～公費による公共汚水ますの設置について～

座間市では、座間市排水設備指定工事店が、宅内排水設備施工時に公共汚水ますを設置することが可能です。

施工にあたっては、汚水ます設置に関する協定を締結していることが条件となります。協定締結にあたっては、下記【協定締結に必要な書類】に必要な事項を記入のうえ、下水道施設課へ提出してください。

公共汚水ますの設置にあたっては、市 HP に示される設置依頼書をご提出いただき、下水道施設課より指示書を発行された後、工事を施工していただきます。公共汚水ます設置に要した費用については、座間市にて年に一度(4月改定)算出する単価にてお支払いします。

ご不明点がございましたら、下記事務担当までご連絡ください。

### 【協定締結に必要な書類】

- 公共下水道汚水ます設置工事協定締結申請書：1部
- 座間市公共下水道汚水ます設置工事に関する協定書：2部
- 下水道排水設備指定工事店証の写し：1部

### 【その他】

- 市より指示書が発行されましたら、着手届等の市 HP に示される必要書類をご提出ください。
- 令和6年度の公共汚水ます設置単価は下記の通りです。(参考)
  - ・φ200 塩ビます設置 78,100円(税込)
  - ・φ300 塩ビます設置 130,900円(税込)

事務担当 上下水道局 下水道施設課  
電 話 046-252-8629 (直通)  
FAX 046-257-8320